

苫小牧市公園等里親制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する公園、緑地及び道路等(以下「公園等」という。)における里親制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しい街づくりを推進するため、多くの市民がボランティア活動に参加することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において里親制度とは、身近な公園等において市民及び団体・企業(以下「里親」という。)が市との合意に基づきボランティアとして、公園等の環境美化活動を行う制度をいう。

(届出及び活動期間)

第3条 里親制度への参加を希望する里親は参加申込書(様式-1)及び参加者名簿(様式-2)を市に提出するものとする。なお、参加者名簿に変更がある場合は、参加者名簿変更届(様式-3)を提出するものとする。

2 里親制度への参加を辞退する場合は、辞退届(様式-4)を市に提出するものとする。

3 活動期間は4月1日から翌年3月31日とし、次年度以降も活動を継続するときは、参加申込書(様式-1)及び参加者名簿(様式-2)を市に提出するものとする。ただし、参加申込書(様式-1)については、内容に変更がない場合は提出を省略することができるものとし、その後も同様とする。

(確認書の交付)

第4条 市は、前条第1項の届出があった場合、里親と活動区域、活動内容等が適切であると認められたときは、里親に確認書(様式-5)を交付するものとする。

(里親の役割)

第5条 里親が行う環境美化活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動区域の紙くず、缶、瓶及び吸い殻等の散乱ゴミの収集。なお、パークゴルフ場については、他にコースの維持管理等。
- (2) その他環境美化に必要な活動。
- (3) 情報の提供(道路や公園等の関連施設の破損、樹木の破損、その他の管理に関する障害等)

(苫小牧市の役割)

第6条 市は、里親の活動に対して、次の事項を行うものとする。

- (1) ボランティア保険の加入。
- (2) 環境美化活動に必要な物品等の支給又は貸与。
- (3) 里親が希望する場合の看板の設置。
- (4) ボランティア袋の配布
- (5) その他活動に必要な事項。

(活動報告)

第7条 里親は当該年度の活動終了後において、速やかに活動報告書(様式-6)を市に提出するものとする。

(感謝状の贈呈)

第8条 市は、活動を継続している里親に対し、5年経過ごとに感謝状を贈呈するものとする。

(事務局の組織)

第9条 事務局は、次に掲げる行政組織において組織する。

- (1) 都市建設部緑地公園課
- (2) 都市建設部維持課
- (3) 環境衛生部ゼロごみ推進課

なお、必要に応じて逐次、行政組織を加えることができるものとする。

(事務局の役割)

第10条 事務局は、里親の活動に対して、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 里親の活動区域、活動内容等に関する調整。
- (2) 確認書等の作成に関する調整。
- (3) 環境美化活動に必要な物品等の支給又は貸与品に関する調整。
- (4) 看板の設置に関する調整。
- (5) その他活動に必要な事項。

(庶務)

第11条 「公園等里親制度」に関する庶務は、都市建設部緑地公園課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に事務局が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行された「トマコマイクリーンアップ・サポーター制度」を「苫小牧市公園等里親制度」に変更し令和3年6月7日から施行する。